

第12回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会

日時 令和5年6月12日（月）

場所 We b開催

○事務局（藤井） それでは、定刻となりましたので、第12回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、御参加いただき、ありがとうございます。

本日は公開の議題がございまして、YouTube上でのライブ配信を行っております。申出の個別審査は非公開の議題ですので、審査の前にYouTubeのライブ配信を終了いたしますので、あらかじめ御了承願います。

本会議はアーカイブ配信をいたしませんので、会議開催時間帯のみ視聴可能となっております。

また、議事録作成のため、事務局にて録画をさせていただいておりますので、御了承をお願いいたします。議事録作成後に録画ファイルは消去いたします。なお、YouTube配信を御視聴の方におかれましては、配信画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することが禁止されておりますので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、記録をお願いいたします。

○事務局（藤井） 本日、武藤委員におかれましては、まだ入られていないのですけれども、遅参されるかと思っております。開催要件は満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。公開の議事の資料として、資料1、資料2、参考資料4、5がございまして、お手元にございますでしょうか。

本日の資料を画面表示して御説明いたしますが、適宜事務局から送付しております資料もお手元で御参照いただければと存じます。また、御不明な点がございましたら、会議のチャット欄に書いていただくか、御発言いただくか、もしくは事務局スタッフの緊急連絡先にお電話をいただければと存じます。

まず、ファイル名「00_1_議事次第」をお開きください。画面に投映しております。本日の議題と資料一覧を記載しております。御覧いただいておりますか。

ありがとうございます。それぞれの審議の開始に当たりましては、ファイル名を御案内

いたしますので、資料を御覧ください。

御不明な点、もしこの時点で何かございましたら、よろしくお願ひいたします。大丈夫でしょうか。

よろしければ、山本委員長に進行をお渡しさせていただきます。山本委員長、よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 どうも本日もお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速議事次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。

議事の1番目『新たな提供形式』のデータ提供の開始について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（藤井） 事務局でございます。

「資料1」という名前のファイルをお開きください。

次のスライドをお願いいたします。「新たな提供形式」のデータ提供の開始について、前回までの議事のまとめを御覧のスライドでまとめてございます。第9回の専門委員会において、全項目・全レコードの情報が格納された定型データセットを整備し、ガイドライン等の改定内容を検討する方針といたしました。第10回専門委員会では、定型データセットの内容を決定いたしました。また、定型データセットの目的外利用を防ぐ観点から、申出をしていないデータ項目・対象集団の取扱いを議論させていただきました。第11回の専門委員会においては、定型データセットの利用に際しての運用ルール、ガイドラインの改定内容を決定いたしました。申出時には定型データセットの管理規程の提出を求めて、公表確認時にデータ項目と対象集団について変更がないかを確認するプロセスを追加いたしました。申出をしていないデータ項目・対象集団の利用をした場合には「契約違反」に該当し、ガイドラインの「第14 匿名要介護認定情報等の不適切利用への対応」に記載の内容が適用されることといたしました。申し出ていない項目・対象集団を利用するための変更申出については、随時受け付け、委員長の判断により変更を認めることを可能とすることといたしました。

以上が前回までの議論のまとめでございます。

次のスライドをお願いいたします。現在は、本年8月頃から定型データセットの提供を開始できるように準備を進めているところでございます。本年4月締切りに届いた新規申出について、事前相談を進める過程で定型データセットを御案内し、定型データセットの

留意点を周知の上、利用希望の確認を開始いたしました。今回6月審査分においては、4月までに申出受付をさせていただいておりますが、本日第12回の専門委員会で審査させていただき、承認が下りたものに関しては、8月以降にデータ提供ができるように準備を進めているところでございます。また、9月審査分においては、7月までに申出の受付を行っているところではございますが、9月に審査を行った後、10月以降にデータ提供できるように準備を進めているところでございます。

加えまして、先ほどのスライドで御説明させていただきました「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」の改定について御説明させていただければと思います。ガイドラインの改定の全内容については参考資料4につけてございますが、参考資料5を御確認いただければと思います。

現行のガイドラインにおいて今回のこの定型データセットを加えるに当たって修正する内容について、右に赤字で示してございます。まず「第2 用語の定義」の16項に定型データセットの内容について、定義について記載をしてございます。

また「第5 匿名要介護認定情報等の提供申出手続」の6項の「(7) 匿名要介護認定情報等の利用場所、保管場所及び管理方法」、加えて「第6 提供申出に対する審査」の「4 審査基準」の「(5) 定型データセットを希望する場合の管理方法」、それぞれに管理規程についての記載を追記してございます。

また「第9 提供後に提供申出書の記載事項等に変更が生じた場合」の(2)には、データの項目の追加と研究対象集団の定義の変更については、委員長判断により、委員長決裁または書面開催を行うことも可能であるということに記載させていただいております。

次に「第12 利用者による研究成果等の公表」の「1 研究の成果の公表」についてでございますが、公表物確認の時の手続について書いてございます。これについては、別添8と提供したデータから研究対象集団に絞り込む条件を記載した説明資料を提出することと記載してございます。また、申出をしていない項目や集団を利用する場合には変更申出を行うことですか、承諾前に利用した場合には契約違反になることに留意してくださいといったことが書いてございます。

また「第14 匿名要介護認定情報等の不適切利用への対応」の「2 契約違反」についてでございますが、「(1) 違反内容」について、提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を実施した場合に契約違反に入ることが記載してございます。また「第14 匿名要介護認定情報等の不適切利用への対応」の「2 契約違反」

の(2)にも同じ内容を記載してございます。

また、最後でございますが、「第20 ガイドラインの施行期日」について変更をさせていただきます。

以上が現在のガイドラインにおける定型データセットが加わった場合における変更内容になってございます。

資料1の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました資料1に関しまして、御質問、御意見がありましたらよろしくお願いたします。

長島先生、どうぞ。

○長島委員 長島です。

新規申出に対して定型データセットの案内をしたということですが、その反応はいかがだったでしょうか。

○事務局(藤井) ありがとうございます。

では、事務局から。

○事務局(原田) 事務局でございます。

申出者の方に御希望をお伺いしておりましたが、定型データセットの御希望がございまして、御案内した場合にはほぼ全ての方に定型データセットを御希望いただく状況にございます。

○長島委員 非常によい形で受け止めていただけたということによろしいでしょうか。

○事務局(藤井) そのように認識してございます。

○山本委員長 基本的にはそうですね。

ほか、いかがでしょうか。

今村先生、どうぞ。

○今村委員 今村です。

先ほどの参考資料5の中で、登録していないものの集計をした場合は違反になるという一節がございます。公表審査を頼んだ段階で、これは項目に入っていなかったのではないですか、という指摘を受けるような場合があり得るのではないかと、思います。それは証拠を送っているからいきなり違反状態になると思うのですが、そこまでことごとく拾い上げると、ミスによるものも全て処罰の対象になってしまいますが、どの辺まで許されるよ

うな想定なのでしょうか。

○事務局（藤井） 事務局でございます。

下のほうに書いておりますが、確かにそのようなケース、多数あるかと思っております。ですから、気づいた時点で事務局からもこのような項目が使われていますがどうしますかということを確認させていただいて、分かった時点で変更申出をしていただければ特別問題ない、変更申請をしていただければ問題ないと書かせていただきました。

○今村委員 これはそういう意味なのですね。分かりました。そうであればちょっとだけ安心しました。続出しそうな気がしたので。

○事務局（藤井） 私たちもそのように認識しております。ありがとうございます。

○今村委員 分かりました。ありがとうございます。

○山本委員長 ほか、いかがでしょうか。

悪意のないミステークに関しては、できるだけスムーズに研究が進むようにということが必要ですが、悪意があった場合はどうしようもないですけれどもね。よろしゅうございますか。

それでは、これは前回まで議論したことの結論ですので、このように進めさせていただきます。

引き続き、議題2の「第2回介護DBオープンデータについて」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（藤井） 事務局でございます。

「資料2」という名前のファイルをお開きください。

次のスライドをお願いいたします。今回このような内容で資料を構成させていただいております。

次のスライドをお願いいたします。スライドの2枚目に「介護DBオープンデータ作成の背景と目的」、これは前回の委員会の資料から持ってきたものですが、作成の背景と目的について、御覧いただいている資料のとおりに記載してございます。また、今後の予定でございますが、3番ですね。2023年1月に第1回オープンデータを公表させていただきました。今後は1年に1回程度を目安に集計表を拡充して公表することを予定してございます。また、このオープンデータに関して、一般からの御意見も受付をさせていただいているところでございますが、現時点では集計の要望等は届いていない状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。本委員会では、オープンデータとして公表する集計

表の内容・形式について御確認いただきたく存じます。具体的な検討内容ですが、第2回オープンデータの方針としましては、前回までの専門委員会で承認をいただいているところではございますが、第1回オープンデータについて、要介護認定情報の時点の追加、加えまして、LIFE情報の追加を議論させていただきました。また、第1回及び第2回オープンデータの集計仕様の変更については今回審議をさせていただきたいのと、加えまして、新しい集計区分（施設類型）の追加について御報告をさせていただければと思っております。また、LIFE情報の集計仕様についても御報告させていただければと思います。また、秘匿処理方法の変更についてですが、こちらは論点を記載してございますので、今回特に御議論いただきたいと考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。まず「追加の集計表について」でございますが、前回の第11回の専門委員会で、施設類型別の集計について御要望いただいております。具体的な集計内容は、第1回オープンデータの集計表に加えて、施設類型別の集計を加えます。施設類型は、当該認定データの認定有効期間内に発生した最初の施設サービスのレセプトにより判断させていただければと思っております。具体的には、下に示している表のとおりでございますが、施設類型別で都道府県別、性・年齢階級別の表を加えさせていただければと思っております。その内容については、今回の参考資料6で集計表をお示しさせていただいております。このような形で公表することを検討しております。

次のスライドをお願いいたします。資料2の6ページは、第1回介護総合DBオープンデータ、これは既に公表済みのものでございますが、オープンデータの内容を記載してございます。

7ページは、第2回の介護総合DBオープンデータの内容として、前回お示したものでございますが、「①匿名要介護認定情報」が第1回の内容ですけれども、これに時点の追加をして2020年度、2021年度を追加すること、加えまして「②匿名LIFE情報」について追加すること、これを前回までの委員会で御議論いただきました。

8ページの公表形式ですが、これは第1回のオープンデータの内容と同様でして、年次の追加をするということを記載させていただいております。

次のスライドをお願いいたします。匿名LIFE情報に関してですが、公表形式については、年度別に性・年齢階級別、サービス種類別及び市町村別の集計を行うことを考えてございます。ただし、保険者別は最小集計単位の観点から一部の項目に限定して、薬品コードから利用者の服薬種類等を集計することを考えてございます。お示ししている表が検討中の

匿名LIFE情報の集計表についてでございます。

次のスライドをお願いいたします。現在、この匿名LIFE情報の集計表についてどのようにすべきかを検討中ございまして、第11回の専門委員会では、より広い内容の項目を提示させていただいておりますが、特別、先生方からの反対意見はございませんでしたため、公表項目の絞り込みについては、引き続き事務局でも検討させていただきまして、次回9月の専門委員会で、公表予定の項目について詳しく協議をさせていただければと考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。5番目、これは特に御議論いただきたい内容ですが、「最小集計単位の原則について」でございます。

今、スライドでお示ししている13ページの内容は、先ほども説明させていただきました、ガイドラインに記載されている「最小集計単位の原則について」というところでございます。このガイドラインによりますと、10以下の集計単位が含まれる場合は秘匿とすることが内容として含まれてございます。

次のスライドをお願いいたします。第1回オープンデータにおいては、このガイドラインに対応いたしまして、最小集計単位の基準に該当する場合は集計値をハイフンに置き換えるようにして公表させていただきました。ただ、総数から秘匿されていない数値を差し引くことで逆算が可能である場合は、2か所以上を秘匿とさせていただくことといたしました。また、総数が最小集計単位の基準に該当する場合もございまして、総数自体を秘匿にした場合は、内数も全て秘匿といたしました。これらの処理によって、集計値が10以上の箇所が秘匿とされている場合があります。集計表全体として、秘匿とされるセルがかなり多くなっているという課題がございました。これらにつきまして、第2回以降のオープンデータの公表に際して、なるべく秘匿とされるセルの数は少なくするべきかと考えてございまして、秘匿とされるセルを少なくするための案について御協議をいただきたいと考えてございます。また、その上で、第1回オープンデータの集計表、既に公表されているものでございますが、それらの差し替えを行うかどうかについても御議論いただきたいと考えてございます。

2の「対応案」ですが、1から4の対応案を記載しております。下の「なお」のほうに書いてございますが、上記のいずれであっても最小集計単位の基準10未満に該当する場合は集計値をハイフンに置き換えるという処理は継続とした上で、秘匿セルがある場合、行方向、列方向の2か所以上のセルを秘匿するという要件を廃止した上で、案1から4、い

いずれかの対策を講じることを検討させていただきたいと思っています。案1に関して、平均値や割合の集計を除く全ての集計値について1の位を切り上げる、案2でございますが、平均値や割合の集計を除く全ての集計値について四捨五入をする、案3は、総数のみ1の位を切上げ、もしくは四捨五入も可能性としてはあるかと思いますが、総数の処理を行う、案4は、秘匿されているセルが行方向または列方向に1つだけの場合に当該系列の中の最大値について1の位を切り上げる、このような案1から4について検討をさせていただければと思っています。

次のスライドをお願いいたします。例えば、左上、秘匿処理前のテーブルがこのような状況であった場合に、案1、全ての集計値について1の位を切り上げるとなると、右上ですね。全セルの切上げ、このような赤字の処理となります。案2、全てのセルを四捨五入した場合は、同じように右下のような表になります。また、案3においてですが、総数のみの切上げ、これは内数については全て実数値で10以下の数値については秘匿にしていますが、総数のみを切上げとすると、このような数値になってございます。ただ、案3のときは課題があるかと考えてございまして、例えば保険者別の集計がある場合に、都道府県別の集計表は保険者別のテーブルを全て足し合わせると都道府県別になるので、都道府県別の集計値にも影響が出てきて、都道府県別の集計値についても端数処理をする必要があるという処理が発生するかと考えてございます。

次のスライドをお願いします。次に、案4、当該系列の中の最大値について1の位を切り上げるという処理でございますが、幾つかステップがございまして、例えば左上、先ほどと同じテーブルがあったときに、まずはAの列について最大値について切り上げる、ステップ2で②と③の行について一番大きい数字について切り上げる、ステップ3においてBとCの列について一番大きい数字について切り上げる、ステップ4で①の行で一番大きい数字を切り上げるという形で、段階的な処理をすると、内数のうち幾つかだけ少し切り上げた数値になりますが、それ以外の数値では実数値が表示される、このような処理になるかかと考えてございます。

次のスライドをお願いします。今まで案1から案4の秘匿処理の方法について御提示させていただきましたが、第2回以降のオープンデータにおいていずれの案を採用するかについて、先生方の御意見を伺いたいと考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。また、もう一点論点がございまして、第1回の既に公表されているオープンデータの差し替えを行うかどうか、これについても御議論をさせ

ていただければと思っております。現状公表されているデータ、秘匿のセルがかなり多いテーブルが公表されてございますが、同じように案1から案4のような処理をさせていただいた場合に、これは第2回以降のオープンデータとはまた違いまして、既に公表されているオープンデータは総数や幾つかのセルが公表されている状況ですので、それに加えて案1から案4の処理をすると、既に公表されているデータとかみ合わせることで分かってしまう数値が出てきてしまうリスクがあるかと考えてございます。例えば、左上のテーブルが秘匿処理前で、右上の処理が今、公開している数値になります。案2においては、全てのセルを端数処理されているため、既に公表されているデータをかみ合わせても元の値を逆算することは不可能かと考えてございます。ただ、案4においては、既に公表されているデータがございまして、秘匿処理前の値を逆算可能な状況になってございます。

次のスライドをお願いします。その上で、論点2ですが、既に公表している第1回のオープンデータの差し替えが必要かどうかについてでございます。差し替える場合においては、これは第1回と第2回以降が同じ秘匿処理になった場合でございますが、第1回目から統一したルールで秘匿された状態になるというメリットがあるかと思っております。ただし、デメリットとしては、既に公表済みのオープンデータを手元に持っている場合に、差し替え前後の集計表の突合によって、秘匿とされている数字が分かる可能性があると考えてございます。また、差し替えない場合、第1回においてはこのままにさせていただく場合は、安全性に関しては担保されておりますが、デメリットとしましては、既に公表されている2018年度と2019年度のオープンデータについては、秘匿の仕方が異なるということで、見ていただく方に混乱を生じさせてしまうのかというデメリットがあると考えてございます。

次のスライドをお願いいたします。この後、こちらの2つの論点についてぜひ御議論をいただきたいと思っておりますが、最後に、今後のスケジュールについて御説明をさせていただければと思っております。まず、今年の9月、第13回専門委員会において、オープンデータの公表内容について再度協議をさせていただければと思っております。その協議を経て、今年の11月頃に第2回介護DBオープンデータとして公表させていただければと思っております。また、第3回のオープンデータ以降に考慮する検討内容としては、匿名LIFE情報の集計仕様の検討、また、匿名要介護情報の集計仕様、公表対象データの追加の検討、また、集計単位の検討、これらについて今後議論をさせていただきたいと考えてございます。

資料2の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、特に最小集計単位の秘匿化のできるだけ消す値を減らしたいということに関しまして、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

長島先生、どうぞ。

○長島委員 まず、論点1については、できるだけシンプルのほうがいいと思います。シンプルなかではできるだけより実際のものに近いものが得られるほうがいいと考えると、案2の全セル四捨五入がいいのではないかと思います。案3だと少し端数処理等のものがある、案4はかなり複雑になってしまうことがデメリット、案1だと大きな差が出やすいということで、四捨五入がいいのではないかと。

その観点から考えると、論点2は、案2でよければ逆算不可能になるということで、そうすると、差し替えた場合のデメリットもないということなので、案2であれば差し替えるということがいいのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

引き続き、今村先生、どうぞ。

○今村委員 今村です。

案4を提案したのは今村なのですね。1点、案4のステップ3からを秘匿化する理由が分からなかったのですが、ステップ3から秘匿化しなければいけないのは、10以下のものが逆算できるからなののでしょうか。そこは理由が分からなかったのですけれども、説明してもらっていいですか。

○山本委員長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（原田） 事務局から補足いたします。

総数を使って端数処理されていないセルを引くことで、端数処理をしたセルの元の値が分かるリスクがございまして、そのために複数のセルで端数処理する必要が生じると考えました。

○今村委員 10以下が分からなかったら端数処理する必要はないのではないかと思いますのですが、それは違うのですか。

○事務局（原田） 10以下だけではなくて、順番に1つつのセルを組み合わせしていくこ

とで1つずつ明らかにしていくことができますので、順を追って元の値を求めていくと端数処理されていない状態に戻すことが可能になっておりまして、それを防ぐために複数のセルで端数処理をしているというロジックになっております。

○今村委員 例えばこのステップ3の②のところは305を310に丸めているのではないですか。これは丸めて、10以下のものが結果的にどこか分かりますか。

○事務局（原田） まず、こちらは何もしない場合を考えますと、372という合計値がここで分かっておりますので、12と305をこの372から引きますと、60と表示されても実は55であることが分かりまして、55であることが分かりますと、今度はこの30を115から求めることができますして、結局26と分かってしまうのですね。そうすると、26が分かりますと、ハイフンになっていたとしても11と39を使って2が分かってしまう状況なので、順に求められてしまうリスクがございます。

○今村委員 305が分かることでこれが分かるのですか。今の2が分かるという理由が分からなかったのです。

○事務局（原田） 2が分かる理由としましては、今、図で順番を示しておりますが、1つずつ手順を追ってこの矢印の逆方向に進むことができます。305が分かることによって、まず60の元の値を求めることができます。理由としては、372から12と305を引きますと、これは60ではなくて55であることが分かります。ですから、この図のステップ1に戻すことができます。ここまで戻りますと、今度は合計値の115から55と34を引くことで30と表示されているセルの元の値である26を求めることができます。

○今村委員 そういうことか。では、案4は結構複雑になるということですね。分かりました。

○山本委員長 ほか、いかがでしょうか。

今村先生、どうぞ。

○今村委員 オープンデータの集計の今後のことなのですが、今回8ページでクロス集計、二次判定の結果が以前どうだったかということマル・ペケ表で調べてもらったのですが、これは現在の介護区分の人が過去にどうだったかという集計を出してもらっているのですが、過去の介護の認定が現在どうなったかというほうも集計して出してほしいと思っています。今回のオープンデータに間に合わなくても、次回でもよいと思いますので、後ろ向きに調べた結果と前向きに調べた結果が随分違いますので、そっちのほうもぜひ計算してほしいと思っています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。特に最小集計単位で、長島先生からは案2がいいのではないかとということになっていますが、いかがでございましょうか。全ての値が、四捨五入ではあるものの、影響は受けることになってしまいますが、それに関して。

今村先生、御意見ですか。

○今村委員 案4だと非常に複雑になることが理解できましたし、過去の秘匿の問題も出てきますので、案2に賛成です。

○山本委員長 ほか、いかがでしょうか。

野口先生、どうぞ。

○野口委員 丁寧な御説明をどうもありがとうございました。なぜそれが駄目か、よく分かりました。

私も若干数字が変わってしまうのが気になりますが、そんなに大きな誤差ではないので、案2に賛成させていただきます。

○山本委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほか、御意見はございますでしょうか。

この問題、実は結構根が深いといえますか、随分昔にNDBで決めた10未満に一体何の根拠があるのか、これで本当に必要十分なのかというのは、実は数学的に証明されたわけではないのですね。これはどこから取ってきたかということ、アメリカのCMSのメディケア、メディケイドのレセプトデータベースの提供で、90年代からこの基準でやっているのです。少なくともこの基準で問題は起こっていないという意味では十分条件ではあるというのが実証されていると思うのですが、これは必要なかというのは、まだ十分検討されたわけではない。例えばこの介護データベースでも、項目によっては恐らく個人の特定にはつながり得ないものもあり得る可能性はあると思うのです。したがって、本来はもう少し項目ごとにきちんと検討を進めていきたいのですが、項目数も多いですし、提供を進めるに当たっての人手の問題もありまして、十分検討が進んでいないというのは、各データベースでそういう状況にはあります。

そういう意味では、それぞれのデータベースの特性に応じて今後も検討していかなければならない項目ではありますが、取りあえず第2回のNDBのオープンデータに関しましては、今、たくさん御賛同いただいたのは案2です。もちろん10以下の数字がある場合だけ

ですが、案2の方法で対処をしてみるということでやっていくということでよろしゅうございますか。

それから、案2にした場合に、第1回のオープンデータを再計算しても、仮に元のデータを持っていらっしゃって比較をしても逆算が不可能と今のテーブルではなっているのですけれども、ということで、第1回のオープンデータも再計算するということでよろしゅうございますか。案2にすれば確かに逆算は非常に難しいことは間違いないと思いますので、よろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 それでは、そういう方向で本日の結論ということで、事務局で御対応いただければと思います。この問題は引き続いて検討していかなければいけないということだと思いますので、その点もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、この点に関して、それ以外のポイントに関しましても、このオープンデータに関して、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、本日の公開の部分の議事は以上になります。

(個別審査のため非公開)

○山本委員長 それでは、今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(藤井) 事務局でございます。

次回の匿名介護情報等の提供に関する専門委員会につきましては、令和5年9月頃を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、全体を通して何か御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日は活発な御議論をありがとうございました。

これで終了とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局(藤井) 山本委員長、ありがとうございました。

では、これもちまして、第12回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会を閉会とさせていただきます。お忙しい中、誠にありがとうございました。

(了)